相続税の申告の必要書類チェックリスト

そろえたら□に印を付けます。特例を使わないなら、上の表だけで足ります。

誰でも出す書類

□	**相続人全員が分かる戸籍の謄本** 亡くなってから10日を過ぎて作られたもの。図の形の「法定相続情報一覧図」の写し（実子・養子の別が分かるもの）か、これらのコピーでもよい
□	**養子の戸籍の謄本か抄本** 亡くなった人に養子がいるとき
□	**遺言書の写しか、遺産分割協議書の写し** どちらか、分け方が分かるもの
□	**マイナンバーの確認書類** 番号の確認（マイナンバーカードの裏など）と、本人の確認（カードの表・運転免許証など）。カードは表と裏の写し。書面で税務署に出すとき

特例を使うときに足す書類（当てはまる所だけ）

配偶者の税額の軽減を使う	
□	**相続人全員の印鑑証明書** 遺産分割協議書に押した印のもの
□	**申告期限後3年以内の分割見込書** 期限までに分け方が決まらないときだけ
小規模宅地等の特例を使う（自宅の土地）	
□	**相続人全員の印鑑証明書** 遺産分割協議書に押した印のもの
□	**申告期限後3年以内の分割見込書** 期限までに分け方が決まらないときだけ
自宅の土地の特例のうち：同居していた親族などが自宅の土地を受け継ぐ	
□	**その土地を自分の住まいにしていることが分かる書類** マイナンバーがある人は出さなくてよい
自宅の土地の特例のうち：持ち家のない親族（同居していない）が受け継ぐ	
□	**亡くなる前3年以内の住所が分かる書類** マイナンバーがある人は出さなくてよい
□	**3年以内に住んでいた家が、自分・配偶者・三親等内の親族などの持ち家でないことの証明**
□	**亡くなったときに住んでいた家を、これまで持っていなかったことの証明**

自宅の土地の特例のうち：亡くなった人が老人ホームなどに入っていた	
☐	**亡くなった人の戸籍の附票の写し** 亡くなった後に作られたもの
☐	**要介護・要支援などの認定を受けていたことが分かる書類** 介護保険の被保険者証の写しなど（番号は読めないように塗る）
☐	**入所の契約書の写しなど** 施設の名前・所在地・種類が分かるもの
相続時精算課税で贈与を受けた人がいる	
☐	**亡くなった人の戸籍の附票の写し** 亡くなった後に作られたもの

財産ごとに書く申告書の表

財産・特例	書く表
死亡保険金	**第9表**　生命保険金などの明細書
死亡退職金	**第10表**　退職手当金などの明細書
土地・家屋	**第11表の付表1**　相続税がかかる財産の明細書（土地・家屋等用）
株・投資信託など	**第11表の付表2**　相続税がかかる財産の明細書（有価証券用）
現金・預貯金	**第11表の付表3**　相続税がかかる財産の明細書（現金・預貯金等用）
借金・葬式の費用	**第13表**　債務及び葬式費用の明細書
自宅の土地の特例	**第11・11の2表の付表1**　小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
配偶者の税額の軽減	**第5表**　配偶者の税額軽減額の計算書

申告の期限：亡くなったことを知った日（ふつうは亡くなった日）の翌日から10か月以内
金額を書くときに手元に置くもの（例）：通帳と、亡くなった日の残高が分かるもの・証券会社からの取引の報告書・固定資産税の納税通知書・保険会社からの支払いの通知・借金の残高や葬式の領収書

書類の名前と要る場合は、国税庁の「相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（R8.7）に合わせています。農地・山林・非上場株式などの納税猶予、延納・物納は、この表に入れていません。

出典：国税庁「（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（相続税の申告のしかた、R8.7）／国税庁「相続税の申告書等の様式一覧（令和8年分用）」／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（2026/11/11 確認）